

○ 有価証券の空売りに関する内閣府令（平成四年大蔵省令第五十号）（第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる有価証券につき空売り（令第二十六条の三第一項に規定する空売りをいう。以下同じ。）を行う取引</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>六～九（略）</p> <p>十 <u>新株予約権付社債券</u>、<u>新株予約権証券</u>若しくは新株引受権証書又は株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券若しくは証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するものに係る<u>予約権</u>又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引</p>	<p>（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる有価証券につき空売り（令第二十六条の三第一項に規定する空売りをいう。以下同じ。）を行う取引</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（<u>転換社債券</u>及び<u>新株引受権付社債券</u>を除く。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>六～九（略）</p> <p>十 <u>転換社債券</u>、<u>新株引受権付社債券</u>若しくは新株引受権を表示する証券若しくは証書又は株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券若しくは証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するものに係る<u>転換権</u>又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引</p>

第二条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ (略)

ロ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）

ハ (略)

四七 (略)

八 新株予約権付社債券、新株予約権証券若しくは新株引受権証券又は株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券若しくは証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するものに係る予約権又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

第二条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ (略)

ロ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）

ハ (略)

四七 (略)

八 転換社債券、新株引受権付社債券若しくは新株引受権を表示する証券若しくは証書又は株券の預託を受けた者が当該株券の発行された国以外の国において発行する証券若しくは証書で当該預託を受けた株券に係る権利を表示するものに係る転換権又は引受権を行使しており、当該権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引